

### 第3節 その他献血の推進に関する重要事項

#### (1) 献血推進施策の進ちよく状況等に関する確認・評価

- ・ 国、都道府県及び市町村は、血液事業の担当者が協議する会議を開催し、献血推進のための施策の進ちよく状況について確認及び評価を行うとともに、採血事業者による献血の受入れの実績についての情報を把握し、必要に応じ、献血推進のための施策の見直しを行うことが必要である。
- ・ 国は、献血推進運動中央連絡協議会等を活用し、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について都道府県、市町村及び民間の献血推進組織等と認識を共有するとともに、必要な措置を講ずる。

#### (2) 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、赤血球製剤等の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、供給に支障を及ぼす危険性を勘案し、国及び採血事業者が策定した対応マニュアルに基づき早急に所要の対策を講ずることが重要である。

#### (3) 災害時等における献血の確保等

- ・ 国、都道府県及び市町村は、災害時等における献血が確保されるよう、採血事業者と連携して必要とされる献血量を把握した上で、様々な広報媒体を活用し、需要に見合った広域的な献血の確保を行うことが必要である。
- ・ 国、都道府県及び市町村は、災害時において、製造販売業者等関係者と連携し、献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずることが必要である。
- ・ 採血事業者は、災害時における献血受入体制を構築し、広域的な需給調整等の手順を定め、国、都道府県及び市町村と連携して対応できるよう備えることにより、災害時における献血の受入れに協力する。



薬食血発第1021001号  
平成15年10月21日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

献血推進計画の策定に係る血液量の調査について

血液事業の推進につきましては、日頃より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年7月30日に安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律第160号。以下「法」という。)が施行され、法第10条第1項に基づき厚生労働大臣は、毎年度、次年度の献血推進計画を策定することとなりました。本計画を策定する上で参考とするため、別紙のとおり「血液量の調査について」を定め、これに基づく調査を本年度より毎年度実施いたしますので、よろしくお願ひします。

なお、本件に関し日本赤十字社事業局血液事業部長あて別添のとおり通知いたしましたので、念のため申し添えます。

## 献血推進計画の策定に係る血液量の調査について

1. 輸血用血液製剤の需要見込みについて  
前年度の輸血用血液製剤の供給量を把握し、翌年度の需要を見込む。
  - (1) 前年度の輸血用血液製剤の使用量を種類別、規格(単位)別に把握する。  
医療機関への供給数及び都道府県外への需給調整による払出し数の合算数から都道府県外からの需給調整による受入数を除外した本数とする。(表1)
  - (2) 上記(1)及び過去の供給量を参考に、返品等を考慮し翌年度の需要を見込む。  
新鮮凍結血漿の貯留保管分を含むものとし、表5-2へ再掲する。(表2)
2. 輸血用血液製剤の製造見込みについて  
上記1(2)(需要見込み)を基に、期限切れ等を考慮し、翌年度の輸血用血液製剤の製造数を見込む。(表3)
3. 輸血用血液製剤の製造に必要な献血者数及び血液量について  
上記2(製造見込み)を基に、検査不合格等を考慮し、必要な献血者数を把握するとともにそれを血液量に換算する。(表4)  
なお、血液量への換算方法は下記のとおりとする。
  - ・全血献血由来：200mL=0.2L、400mL=0.4L
  - ・血小板成分献血由来：全て0.4L
  - ・血漿成分献血由来：5単位=0.45L
4. 原料血漿について  
都道府県の原料血漿確保目標量(表2-2)より全血献血・血小板献血及び輸血用血液製剤製造からの転用により確保される血漿量(表3-2)を差し引いた量に検査不合格等を考慮して、血漿成分献血による原料血漿確保量(表4-2)とする。  
表4-2②に都道府県の一人当りの血漿成分献血量を記載する。
5. 必要な血液量の把握について  
上記3の輸血用血液製剤製造に必要な血液量(表4)と上記4の血漿成分献血による原料血漿確保量(表4-2)を合算して算出する。(表5)
6. 上記1(2)(表2)で見込んだ新鮮凍結血漿の貯留保管分を再掲する(表5-2)。  
表2から血液量への換算方法は、下記のとおりとする。
  - ・1単位：0.08L、2単位：0.16L、5単位：0.45L
7. 調査表は、毎年11月末日までに厚生労働省医薬食品局血液対策課あて提出すること。

別表

平成  年度に必要な血液量の報告書

表1 平成 年度輸血用血液製剤の供給実績報告

区分	全血製剤			赤血球製剤			血漿製剤				血小板製剤							
	1単位	2単位	計	1単位	2単位	計	1単位	2単位	5単位	計	1単位	2単位	5単位	10単位	15単位	20単位	計	
本数																		
単位数																		

※①前年度の医療機関(都道府県外を含む)への供給実績を記入する。②供給実績は返品数を差し引いた数とする。

表2 平成 年度輸血用血液製剤の需要見込報告

区分	全血製剤			赤血球製剤			血漿製剤				血小板製剤							
	1単位	2単位	計	1単位	2単位	計	1単位	2単位	5単位	計	1単位	2単位	5単位	10単位	15単位	20単位	計	
本数																		
単位数																		

※①過去3年間と本年度の供給状況、返品等を勘案し算出する。②医療機関の増床、移転等大きく需要見込みに影響する動向を加味する。

表2-2

原料血漿 確保目標量(L)

表3 平成 年度輸血用血液製剤の製造見込報告

区分	全血製剤			赤血球製剤			血漿製剤				血小板製剤							
	1単位	2単位	計	1単位	2単位	計	1単位	2単位	5単位	計	1単位	2単位	5単位	10単位	15単位	20単位	計	
本数																		
単位数																		

※表2に基づき期限切れ及び破損の製品減損数を考慮して算出する。

表3-2

原料血漿確保 量(L)

※確保量は、全血献血、血小板献血及び輸血用血液製剤からの転用により確保された血漿量とする。

表4 平成 年度必要献血者数報告

区分	全血献血			血漿成分献血		血小板成分献血					
	200mL	400mL	計	5単位	計	5単位	10単位	15単位	20単位	計	
献血者数											
血液量(L)											

①表4は表3に基づき、検査不合格等を考慮し、必要献血者数を計上する。

②表4における血液量への換算方法

- ・全血献血由来: 200mL=0. 2L、400mL=0. 4Lとする。
- ・血小板成分献血由来: 全て0. 4Lとする。
- ・血漿成分献血由来: 5単位=0. 4Lとする。

表4-2

血漿成分献血による原料血	
確保量(L)	献血者数

①表4-2、確保量は、表2-2から表3-2を差し引き、検査不合格等を考慮した量とする。

・表2-2 < 表3-2 + 表4-3

②表4-2、献血者数への換算は都道府県の一人当りの血漿成分献血量を基に算出する。

・1人当たりの血漿成分献血量  
約  ml/人

表5 平成 年度必要血液量報告

区分	全血献血	成分献血			合計
		血小板成分献血	血漿成分献血	小計	
血液量(L)					

①表4に基づき各献血種別を記入する。②血漿成分献血には、表4-2の確保量を加算する。

## 平成18年度の血液製剤の安定供給に関する計画（需給計画）

平成18年 3月30日  
厚生労働省告示第195号

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号。以下「法」という。）第3条に規定する基本理念に基づき、血液製剤（法第25条第1項に規定する血液製剤をいう。以下同じ。）の安定供給を確保することを目的とするものである。

これにより、血液製剤の需要と供給等の動向を把握し、本計画に沿った製造、輸入等が行われることを確実なものとするとともに、供給等の実績をきめ細かく把握し、適時、適切に対応できる体制を構築するものとする。

なお、本計画において、次の各号に掲げる血液製剤は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 1 アルブミン 加熱人血漿たん白及び人血清アルブミン
- 2 組織接着剤 フィブリノゲン加第ⅩⅢ因子及びフィブリノゲン配合剤
- 3 血液凝固第Ⅷ因子 乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子及び遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子
- 4 乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子 乾燥人血液凝固第Ⅸ因子複合体（国内で製造されるものに限る。）及び乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子
- 5 インヒビター製剤 乾燥人血液凝固第Ⅸ因子複合体（輸入されるものに限る。）、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体及び遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子
- 6 トロンビン トロンビン（人由来のものに限る。）
- 7 人免疫グロブリン 人免疫グロブリン、乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン、乾燥スルホ化人免疫グロブリン、pH4 処理酸性人免疫グロブリン、乾燥 pH4 処理人免疫グロブリン、乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン
- 8 抗HBs人免疫グロブリン 抗HBs人免疫グロブリン、乾燥抗HBs人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン
- 9 抗破傷風人免疫グロブリン 抗破傷風人免疫グロブリン、乾燥抗破傷風人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン

## 第1 平成18年度に必要と見込まれる血液製剤の種類及び量

平成18年度において必要と見込まれる血液製剤の種類及び量は、血液製剤の製造販売業者等（製造販売業者及び製造業者をいう。以下同じ。）における供給見込量等を基に別表第1のとおりとする。

## 第2 平成18年度に国内において製造され、又は輸入されるべき血液製剤の種類及び量の目標

第1及び血液製剤の製造販売業者等における血液製剤の製造又は輸入の見込量を踏まえ、平成18年度に国内において製造され、又は輸入されるべき血液製剤の種類及び量の目標は、別表第2のとおりとする。

## 第3 平成18年度に確保されるべき原料血漿の量の目標

第2を踏まえ、平成18年度に確保されるべき原料血漿の量の目標は、93万リットルとする。

## 第4 平成18年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の種類及び量の目標

平成18年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の種類及び量の目標は、別表第3のとおりとする。

## 第5 その他原料血漿の有効利用に関する重要事項

### 1 原料血漿の配分

倫理性、国際的公平性等の観点に立脚し、国内で使用される血液製剤が、原則として国内で採取された血液を原料として製造され、海外の血液に依存しなくても済む体制を構築すべきである。このため、国内で採取された血液を有効に利用し、第4に掲げる種類及び量の血液製剤の製造等により、その血液が血液製剤として安定的に供給されるよう、採血事業者が原料血漿を血液製剤の製造販売業者等に配分する際の標準価格及び配分量を次のとおり規定する。

1 原料血漿の標準価格は、(1)から(5)までに掲げる原料血漿の種類ごとに、それぞれ(1)から(5)までに定めるとおりとする。

(1) 凝固因子製剤用	13, 150円/L
(2) その他の分画用	11, 980円/L
(3) PⅡ+Ⅲペースト	50, 590円/kg
(4) PⅣ-1ペースト	15, 210円/kg
(5) PⅣ-4ペースト	15, 910円/kg

2 血液製剤の製造販売業者等に配分する原料血漿の種類及び見込量は、それぞれ(1)から(3)までに定めるとおりとする。

(1) 財団法人化学及血清療法研究所

イ 凝固因子製剤用	23万L
ロ その他の分画用	5万L

(2) 日本製薬株式会社

イ その他の分画用	13万L
ロ PⅡ+Ⅲペースト	6万L相当

(3) 株式会社ベネシス

イ 凝固因子製剤用	0.3万L
ロ その他の分画用	23.7万L
ハ PⅣ-1ペースト	26万L相当
ニ PⅣ-4ペースト	15万L相当

(注)

1 「凝固因子製剤用」とは、採血後6時間又は8時間以内に凍結させた原料血漿であって、血液凝固第Ⅷ因子を含むすべての血漿分画製剤を作ることができるものをいう。

「その他の分画用」とは、採血後6時間又は8時間以上経過した後に凍結させた原料血漿又は凝固因子製剤用から血液凝固第Ⅷ因子を取り出して生じるもの(脱クリオ分画用プラズマ)であって、血液凝固第Ⅷ因子以外の血漿分画製剤を作ることができるものをいう。

2 血液製剤の安定供給の確保のために望ましい在庫について

平成13年3月に、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子の出荷一時停止等の問題が生じたことを踏まえ、このような緊急事態に対応できるよう製造販売業者等は一定量の在庫を保有することが望ましい。

別表第一 平成18年度に必要と見込まれる血液製剤の種類及び量

血液製剤の種類	換算規格	需要見込量
アルブミン	25% 50ml 1瓶	3,255,500
乾燥人フィブリノゲン	1g 1瓶	2,500
組織接着剤	cm <sup>2</sup>	9,308,100
血液凝固第Ⅷ因子	1000単位 1瓶	328,900
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子	1000単位 1瓶	36,400
インヒビター製剤	延人数	10,000
ヒト血漿由来乾燥血液凝固第Ⅹ因子	1瓶	137,300
トロンビン	10000単位 1瓶	29,800
人免疫グロブリン	2.5g 1瓶	1,315,400
抗H B s人免疫グロブリン	1000単位 1瓶	23,700
乾燥抗D (R h o) 人免疫グロブリン	1000倍 1瓶	9,000
抗破傷風人免疫グロブリン	250単位 1瓶	75,200
乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ	500単位 1瓶	387,800
乾燥濃縮人活性化プロテインC	2500単位 1瓶	300
人ハプトグロビン	2000単位 1瓶	43,900
乾燥濃縮人C1-インアクチベーター	1瓶	630

(注)

1. 平成14年度から平成16年度の供給実績及び平成17年度の間の実績から計算した平均伸び率を基準に、平成18年度の供給見込量を算出し需要見込量とした。



別表第二 平成18年度に製造・輸入されるべき血液製剤の種類及び量

血液製剤の種類	換算規格	製造・輸入目標量			17年度末 在庫量（ 見込）	供給可能 量
		国内血 漿由来	輸入血 漿由来	計		
アルブミン	25%50ml 1瓶	1,866,500	1,486,500	3,353,100	644,900	3,998,000
乾燥人フィブリノゲン	1gl 瓶	3,100	0	3,100	600	3,800
組織接着剤	cm <sup>2</sup>	4,250,000	5,331,500	9,581,500	4,319,100	13,900,600
血液凝固第Ⅷ因子	1000単位 1瓶	129,700	210,100	339,700	69,500	409,300
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子	1000単位 1瓶	37,500	0	37,500	9,200	46,700
インヒビター製剤	延人数	0	12,300	12,300	8,300	20,600
ヒト血漿由来乾燥血液凝固第ⅩⅢ因子	1瓶	0	160,400	160,400	29,800	190,200
トロンビン	10000単位 1瓶	29,600	0	29,600	42,100	71,700
人免疫グロブリン	2.5gl 瓶	1,359,900	130,900	1,490,800	355,500	1,846,300
抗HBs人免疫グロブリン	1000単位 1瓶	600	21,200	21,800	14,300	36,100
乾燥抗D（Rh <sub>o</sub> ）人免疫グロブリン	1000倍 1瓶	0	7,000	7,000	9,400	16,400
抗破傷風人免疫グロブリン	250単位 1瓶	0	113,800	113,800	49,300	163,100
乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ	500単位 1瓶	328,600	12,000	340,600	86,600	427,200
乾燥濃縮人活性化プロテインC	2500単位 1瓶	300	0	300	300	600
人ハプトグロビン	2000単位 1瓶	41,200	0	41,200	3,600	44,800
乾燥濃縮人C1ーインアクチベーター	1瓶	0	0	0	820	820

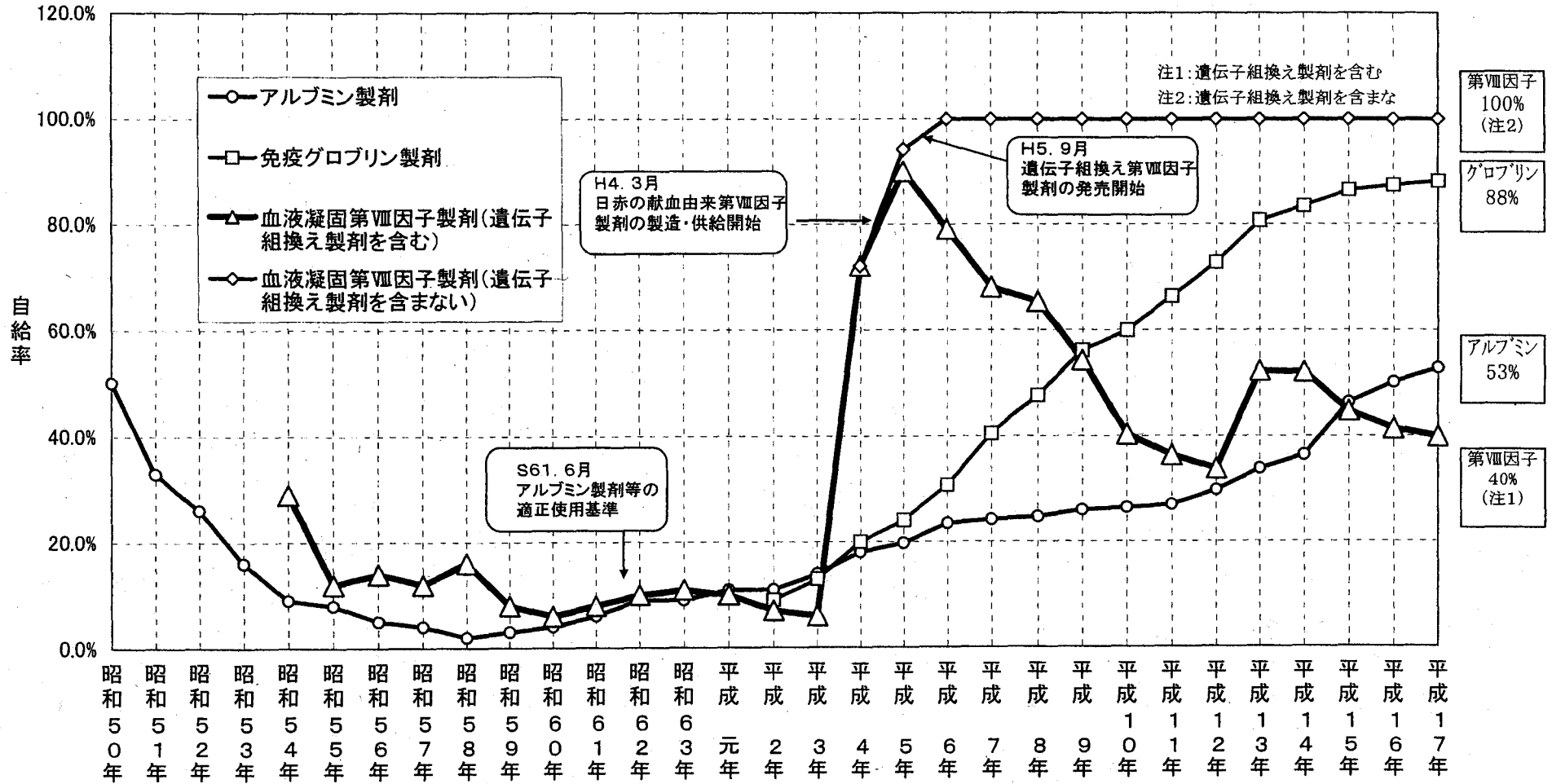
（注）

1. 「17年度末在庫量（見込）」及び「供給可能量」の表は、参考である。
2. 本表に記載する数量は、端数を四捨五入したものであるため、各欄の数値の合計は必ずしも計欄の数値と一致しない。

別表第三 平成18年度に原料血漿<sup>しょう</sup>から製造されるべき血液製剤の種類及び量

血液製剤の種類	換算規格	製造目標量
アルブミン	25% 50ml 1瓶	1,866,500
乾燥人フィブリノゲン	1g 1瓶	3,100
組織接着剤	cm <sup>2</sup>	4,250,000
血液凝固第Ⅷ因子	1000単位 1瓶	129,700
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子	1000単位 1瓶	37,500
インヒビター製剤	延人数	0
ヒト血漿由来乾燥血液凝固第ⅩⅢ因子	1瓶	0
トロンビン	10000単位 1瓶	29,600
人免疫グロブリン	2.5g 1瓶	1,359,900
抗H B s人免疫グロブリン	1000単位 1瓶	600
乾燥抗D (R h o) 人免疫グロブリン	1000倍 1瓶	0
抗破傷風人免疫グロブリン	250単位 1瓶	0
乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ	500単位 1瓶	328,600
乾燥濃縮人活性化プロテインC	2500単位 1瓶	300
人ハプトグロビン	2000単位 1瓶	41,200
乾燥濃縮人C1-インアクチベーター	1瓶	0

### 血漿分画製剤の自給率の推移 (年次:供給量ベース)



平成18年9月11日  
薬食発第0911002号

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



### ヒト胎盤エキス（プラセンタ）注射剤に係る問診の強化について

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜っているところである。

さて、国内において変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（ $vCJD$ ）の発生が確認されたことを踏まえ、採血時の問診に当たっては、「採血時の欧州滞在歴に関する問診の強化及び今後の献血の推進について」（平成17年4月1日付け薬食発0401017号貴職あて医薬食品局長通知）により、予防的な措置を講じる観点から、当分の間、一定の欧州滞在歴を有する者等からの採血を見合わせるよう対応をお願いしてきたところである。

今般、薬事・食品衛生審議会血液事業部会安全技術調査会において、ヒト胎盤エキス（プラセンタ）注射剤の使用を通じて、 $vCJD$ を伝播するリスクから見た対応を検討したところ、これまで、本剤による $vCJD$ 感染事例は報告されていないが、輸血や臓器移植と同様にヒト由来の臓器から製造されており、 $vCJD$ 伝播の理論的なリスクが否定出来ないことから、念のための措置として、その使用者について、問診により献血を制限する措置を講じることが了承され、別添（写）のとおり日本赤十字社血液事業本部長あてに通知した。

ついては、この趣旨を十分御理解の上、関係者への周知について特段の御配慮をお願いする。



平成18年9月11日  
薬食発第0911001号

日本赤十字社血液事業本部長 殿

厚生労働省医薬食品局長

### ヒト胎盤エキス（プラセンタ）注射剤に係る問診の強化について

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜っているところである。

さて、国内において変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の発生が確認されたことを踏まえ、採血時の問診に当たっては、「採血時の欧州滞在歴に関する問診の強化及び今後の献血の推進について」（平成17年4月1日付け薬食発0401016号貴職あて医薬食品局長通知）により、予防的な措置を講じる観点から、当分の間、一定の欧州滞在歴を有する者等からの採血を見合わせるよう対応をお願いしてきたところである。

今般、薬事・食品衛生審議会血液事業部会安全技術調査会において、ヒト胎盤エキス（プラセンタ）注射剤の使用を通じて、vCJDを伝播するリスクから見た対応を検討したところ、これまで、本剤によるvCJD感染事例は報告されていないが、輸血や臓器移植と同様にヒト由来の臓器から製造されており、vCJD伝播の理論的なリスクが否定出来ないことから、念のための措置として、その使用者について、問診により献血を制限する措置を講じることが了承された。

については、今後、採血時の問診にあたり、下記の措置を速やかに実施するとともに、貴管下各血液センターへの周知について特段の御配慮をお願いする。また、採血に御協力いただいている方々に対し、当該措置の趣旨について十分理解されるよう配慮されたい。

#### 記

- 1 ヒト胎盤エキス（プラセンタ）注射剤を使用されたことのある方からの採血を、当分の間、見合わせること。
- 2 1の制限は、過去にヒト胎盤エキス（プラセンタ）注射剤を使用された方全てを対象とすることとし、特に期間による定めを設けないものとする。

## 平成19年度献血推進関係予算概算要求の概要

厚生労働省医薬食品局血液対策課

平成19年度概算要求額	779,127千円
平成18年度予算額	750,405千円
差引増減額	28,722千円
対前年度比率	103.8%

## 【事項別】

[単位:千円]

	19年度要求額	(18年度予算額)
1. 献血構造改革推進費	103,683	(72,122)

(1) 献血推進運動連絡協議会費 3,886 (3,911)  
効果的な献血推進方策や献血推進上の諸問題等について協議を行うため、血液関係ブロック会議や献血推進運動中央連絡協議会等を開催する。

(2) 若年層献血者等確保推進費 57,644 (60,437)  
献血血液の安定確保等に資するため、ポスター等を作成するとともに、献血普及キャンペーン等を行う。

(3) 血液製剤使用適正化方策調査研究事業費 7,909 (7,774)  
国が策定した血液製剤の適正使用に係る指針の有効活用に資する知見を得る事を目的として、都道府県単位で設けられた合同輸血療法委員会のうち、積極的な取組が見られる委員会に調査研究を委託し、その結果をとりまとめ、各地域にフィードバックすることにより、効果的な適正使用の取組を広げる。  
また、調査研究の成果を披露し、血液製剤使用適正化の一層の推進を図るために、全国会議を開催する。

(4) 若年層献血普及啓発経費 34,244 (0)  
特に若年層を対象として、献血に関する正しい知識を伝えることを目的として、若年層向け雑誌でのPR及びインターネット等を利用した普及啓発を行うとともに、献血をテーマとしたアニメーションの作成を行う。

2. 血液供給等事業費	359,434	(339,703)
-------------	---------	-----------

(1) 献血者健康増進事業費 270,333 (274,213)  
成分献血及び400ml献血を推進するため、献血者の健康管理に資する血液検査を行い、献血者等に還元する。

- (2) 血液の安全性確保のための情報システム事業費 39,439 ( 39,439)  
 献血者情報に関するシステムを維持運営することにより、献血者の本人確認の確実を期する。
- (3) 問診技術向上研修事業費 3,412 ( 3,412)  
 献血時の問診において、留意が必要となる事項について、問診医に対して必要な研修を実施することにより、献血時の問診をより確実なものとする。
- (4) 若年層献血者等確保推進事業費 22,750 ( 22,639)  
 将来における献血者の確保を図るために、若年層に対するセミナー事業等を行うとともに、献血協力組織を育成する。
- (5) 献血普及啓発基盤整備費 23,500 ( 0)  
 若年層の献血者数の増加を図る目的で、広報車に献血キャラクターのラッピングを施し、学校やイベント会場などに出向き、地域に密着した啓発活動を行う。

**3. 献血推進基盤整備事業費 312,566 (312,566)**

- (1) 献血受入確保施設設備整備費 240,030 (240,030)  
 血液製剤を基本的に国内献血により確保するという目標(国内自給)達成に必要な、成分献血の推進を図るため、献血ルームの受入体制の整備等を行う。
- (2) 複数回献血協力者確保事業費 72,536 ( 72,536)  
 複数回献血者に、継続的な献血への協力を働きかけるため、「複数回献血者クラブ」を設置し、当該クラブが実施する情報誌の発行、健康相談事業等を支援する。  
 また、献血血液の確保のため、血液の在庫不足時等において、緊急的に血液が必要な場合に、特に献血に協力を呼びかけ、応じてくれた者に対して、交通費相当の図書カード等を提供する。

**4. 献血者健康被害補償対策推進費 3,444 ( 26,014)**

献血者の健康被害を補償する仕組みを、国の適切な関与の下で運用するため、国において必要となる会議等を開催する。

## 平成19年度 血液関係予算概算要求の概要

(単位：千円)

1. 血液製剤対策費	107,815	→ 138,875
① 献血構造改革推進費	72,122	→ 103,683
ア 献血推進運動連絡協議会費	3,911	→ 3,886
イ 若年層献血者等確保推進費	60,437	→ 57,644
ウ 血液製剤使用適正化方策調査研究事業費	7,774	→ 7,909
エ 若年層献血普及啓発経費	0	→ 34,244
② 輸血関係情報調査費	2,481	→ 2,482
③ 血漿分画製剤製造・供給体制等対策費	2,475	→ 2,477
④ 血液製剤使用状況等調査事業費	17,382	→ 17,394
ア 血液製剤使用状況等調査事業費	12,217	→ 12,229
イ 血液製剤安全性情報システム費	5,165	→ 5,165
⑤ 特殊血液調査費	2,057	→ 2,057
⑥ 血液対策等推進費	11,298	→ 10,782
2. 血液対策推進費	682,204	→ 679,329
① 血液供給等事業費	339,703	→ 359,434
ア 献血健康増進事業費	274,213	→ 270,333
イ 血液の安全性確保のための情報システム事業費	39,439	→ 39,439
ウ 問診技術向上研修事業	3,412	→ 3,412
エ 若年層献血者等確保推進事業	22,639	→ 22,750
オ 献血普及啓発基盤整備費	0	→ 23,500
② 献血推進基盤整備事業費	312,566	→ 312,566
ア 献血受入確保施設設備整備費	240,030	→ 240,030
イ 複数回献血協力者確保事業費	72,536	→ 72,536
③ 献血者健康被害補償対策推進費	26,014	→ 3,444
ア 献血者健康被害補償調査費	3,433	→ 3,444
イ 献血者健康被害救済システム事業費	22,581	→ 0
④ エイズ発症予防に資するための血液製剤による HIV感染者の調査研究等事業費		
献血時における健康な献血者の確保推進調査事業費	3,921	→ 3,885
 合 計	 790,019	 → 818,204